

福島県地域防災計画

(地震・津波災害対策編)

新旧対照表

令和8年 月

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（地震・津波災害対策編）別紙

章-節	現行	修正後	修正理由
目次	第6章第5節 北海道・三陸沖後発地震注意情報が <u>発信</u> された場合にとるべき防災対応に関する事項 ・第2 北海道・三陸沖後発地震注意情報が <u>発信</u> された後の周知	第6章第5節 北海道・三陸沖後発地震注意情報が <u>発表</u> された場合にとるべき防災対応に関する事項 ・第2 北海道・三陸沖後発地震注意情報が <u>発表</u> された後の周知	適正化
1-1	第2 計画の位置づけ 2 津波災害対策に関する法律との関係 (一部略) 県（関係各総室）及び市町は、この法律による津波防災地域づくりを推進するとともに、_____津波災害警戒区域 <u>が指定されたときは</u> 、市町の地域防災計画に必要な事項を定めるものとする。	第2 計画の位置づけ 2 津波災害対策に関する法律との関係 (一部略) 県（関係各総室）及び市町は、この法律による津波防災地域づくりを推進するとともに、 <u>県が令和7年3月に</u> 津波災害警戒区域 <u>を指定したことから</u> 、市町の地域防災計画に必要な事項を定めるものとする。	
1-3	第3 本件における社会的災害要因の変化 (略) 市町村毎の高齢者比率 (略) 出所) 福島県現住人口調査月報（令和 <u>6</u> 年6月1日現在）	第3 本件における社会的災害要因の変化 (略) 市町村毎の高齢者比率 (略) 出所) 福島県現住人口調査月報（令和 <u>7</u> 年6月1日現在）	一般災害対策編に準ずる時点修正
1-4	発生日時 平成23年3月11日 14時46分 第1 既往の地震災害と本県における地震発生特性 (略) 1～2 (略) 3 東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波(東日本大震災)の発生 (1) 地震、津波の被害 平成23年3月11日14時46分、三陸沖を震源としたモーメントマグニチュード9.0という国内観測史上最大の地震により、(中略)本県の歴史上類を見ない大災害となった。 <u>なお、福島県から茨城県にかけての陸域において、引き続き余震が発生している。</u> (2) (略) 東日本大震災の規模、被害の概要 (平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報(第 <u>1790</u> 報) 令和 <u>4</u> 年 <u>12</u> 月 <u>14</u> 日現在	第1 既往の地震災害と本県における地震発生特性 (略) 1～2 (略) 3 東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波(東日本大震災)の発生 (1) 地震、津波の被害 平成23年3月11日14時46分、三陸沖を震源としたモーメントマグニチュード9.0という国内観測史上最大の地震により、(中略)本県の歴史上類を見ない大災害となった。 <u>(削除)</u> (2) (略) 東日本大震災の規模、被害の概要 (平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報(第 <u>1801</u> 報) 令和 <u>7</u> 年 <u>8</u> 月 <u>1</u> 日現在)	震災以後の余震表現の変更 【参考】令和3年4月1日気象庁報道発表 東北地方太平洋沖地震の余震域で発生する 規模の大きな地震の報道発表資料での表現の変更について 平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報（第1801報）による

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（地震・津波災害対策編）別紙

章-節 現行

修正後

修正理由

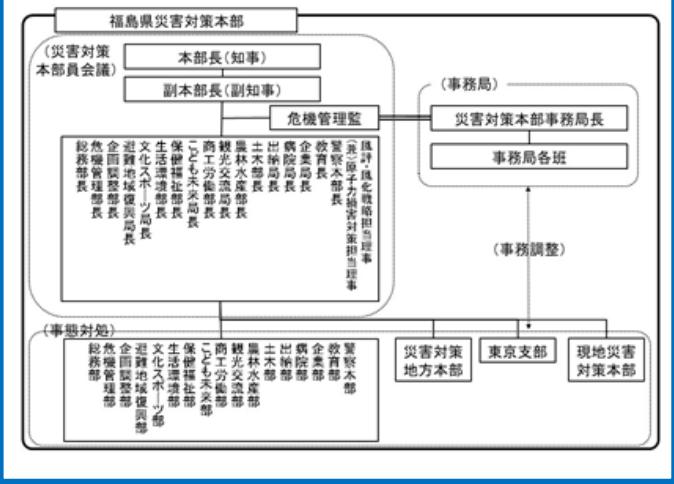
	震源	三陸沖（震源の深さ 24km）		発生日時	平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分
	規模	モーメントマグニチュード 9.0		震源	三陸沖（震源の深さ 24km）
	県内の観測震度	震度 6 強：白河市、須賀川市、国見町、天栄村、富岡町、大熊町、浪江町、鏡石町、楢葉町、双葉町、新地町 震度 6 弱：福島市、二本松市、本宮市、郡山市、桑折町、川俣町、西郷村、矢吹町、中島村、玉川村、小野町、棚倉町、伊達市、広野町、浅川町、田村市、いわき市、川内村、飯舘村、相馬市、南相馬市、猪苗代町 震度 5 強：大玉村、泉崎村、矢祭町、平田村、石川町、三春町、葛尾村、古殿町、会津若松市、会津坂下町、喜多方市、湯川村、会津美里町、磐梯町		規模	モーメントマグニチュード 9.0
		計測値：相馬港 9.3 m 以上※、小名浜港 333cm (※観測施設が津波により被害を受けたため、データを入手できない期間があり、後続の波でさらに高くなつた可能性がある)		県内の観測震度	震度 6 強：白河市、須賀川市、国見町、天栄村、富岡町、大熊町、浪江町、鏡石町、楢葉町、双葉町、新地町 震度 6 弱：福島市、二本松市、本宮市、郡山市、桑折町、川俣町、西郷村、矢吹町、中島村、玉川村、小野町、棚倉町、伊達市、広野町、浅川町、田村市、いわき市、川内村、飯舘村、相馬市、南相馬市、猪苗代町 震度 5 強：大玉村、泉崎村、矢祭町、平田村、石川町、三春町、葛尾村、古殿町、会津若松市、会津坂下町、喜多方市、湯川村、会津美里町、磐梯町
		死者：4,166 名（直接死 1,605 名、関連死 2,335 名、死亡届等 226 名） 行方不明者：0 名 重傷者：20 名 軽傷者：163 名		津波規模	計測値：相馬港 9.3 m 以上※、小名浜港 333cm (※観測施設が津波により被害を受けたため、データを入手できない期間があり、後続の波でさらに高くなつた可能性がある)
	人的被害	死者：4,166 名（直接死 1,605 名、関連死 2,335 名、死亡届等 226 名） 行方不明者：0 名 重傷者：20 名 軽傷者：163 名		人的被害	死者：4,180 名（直接死 1,605 名、関連死 2,349 名、死亡届等 226 名） 行方不明者：0 名 重傷者：20 名 軽傷者：163 名
		住家全壊：15,469 棟 住家半壊：84,972 棟 住家一部損壊：139,905 棟 住家床上浸水：1,061 棟 住家床下浸水：351 棟 公共建物被害：1,010 棟 その他建物被害：36,882 棟		建物被害	住家全壊：15,505 棟 住家半壊：84,972 棟 住家一部損壊：139,905 棟 住家床上浸水：1,061 棟 住家床下浸水：351 棟 公共建物被害：1,010 棟 その他建物被害：36,895 棟
	消防職員出動延べ人数	消防職員：5,706 人 消防団員：43,776 人		消防職員出動延べ人数	消防職員：5,706 人 消防団員：43,776 人

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（地震・津波災害対策編）別紙

章-節 現行

修正後

修正理由

1-4	福島県及び周辺の活断層帯と海溝で起こる地震の発生確率	福島県及び周辺の活断層帯と海溝で起こる地震の発生確率	時点修正 地震調査研究推進本部ホームページ「今までに公表した活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧」 https://www.jishin.go.jp/main/choukihyoka/ichiran.pdf による															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">地震</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">マグニチュード (Mj)</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">地震発生確率 (30年以内)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">宮城県沖の陸寄り の地震 (宮城県沖地震)</td> <td style="padding: 5px;">7.4 前後</td> <td style="padding: 5px;"><u>70%</u>～90%</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">長岡平野西縁断層</td> <td style="padding: 5px;">8.0 程度</td> <td style="padding: 5px;"><u>2%</u>以下</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	地震	マグニチュード (Mj)	地震発生確率 (30年以内)	(略)			宮城県沖の陸寄り の地震 (宮城県沖地震)	7.4 前後	<u>70%</u> ～90%	(略)			長岡平野西縁断層	8.0 程度	<u>2%</u> 以下	(略)	
地震	マグニチュード (Mj)	地震発生確率 (30年以内)																
(略)																		
宮城県沖の陸寄り の地震 (宮城県沖地震)	7.4 前後	<u>70%</u> ～90%																
(略)																		
長岡平野西縁断層	8.0 程度	<u>2%</u> 以下																
(略)																		
1-5	地震調査研究推進本部ホームページより（算定基準日： <u>2024</u> 年1月1日）	地震調査研究推進本部ホームページより（算定基準日： <u>2025</u> 年1月1日）	一般災害対策編第1章第4節第12の削除による															
	<p>第1 県による調査研究体制 1～2 (略)</p> <p><u>3 防災情報システムの研究整備</u> このことについては、「一般災害対策編第1章第4節第12」を参照するものとする。</p>	<p>第1 県による調査研究体制 1～2 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>																
2	<p>○県の災害対応について</p>  <pre> graph TD HP[福島県災害対策本部] --> B1[本部長(知事)] HP --> B2[副本部長(副知事)] B1 --> OM[危機管理監] B2 --> OM OM --> HCB[災害対策本部事務局長] OM --> SB[事務局各班] HCB --> SA[事務調整] SA --> TFB[災害対策地方本部] SA --> EB[東京支部] SA --> RFB[現地災害対策本部] TFB --> K1[企画部] TFB --> K2[危機管理部] TFB --> K3[防災部] TFB --> K4[生活環境部] TFB --> K5[文化スポーツ部] TFB --> K6[保健医療部] TFB --> K7[商工交通部] TFB --> K8[農林水産部] TFB --> K9[土木部] TFB --> K10[教育部] TFB --> K11[企業部] TFB --> K12[警察部] TFB --> K13[消防部] TFB --> K14[出張部] TFB --> K15[企画部] TFB --> K16[危機管理部] TFB --> K17[防災部] TFB --> K18[生活環境部] TFB --> K19[文化スポーツ部] TFB --> K20[保健医療部] TFB --> K21[商工交通部] TFB --> K22[農林水産部] TFB --> K23[土木部] TFB --> K24[教育部] TFB --> K25[企業部] TFB --> K26[警察部] TFB --> K27[消防部] TFB --> K28[出張部] EB --> K29[企画部] EB --> K30[危機管理部] EB --> K31[防災部] EB --> K32[生活環境部] EB --> K33[文化スポーツ部] EB --> K34[保健医療部] EB --> K35[商工交通部] EB --> K36[農林水産部] EB --> K37[土木部] EB --> K38[教育部] EB --> K39[企業部] EB --> K40[警察部] EB --> K41[消防部] EB --> K42[出張部] RFB --> K43[企画部] RFB --> K44[危機管理部] RFB --> K45[防災部] RFB --> K46[生活環境部] RFB --> K47[文化スポーツ部] RFB --> K48[保健医療部] RFB --> K49[商工交通部] RFB --> K50[農林水産部] RFB --> K51[土木部] RFB --> K52[教育部] RFB --> K53[企業部] RFB --> K54[警察部] RFB --> K55[消防部] RFB --> K56[出張部] </pre>	図を見やすく修正																

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（地震・津波災害対策編）別紙

章-節	現行	修正後	修正理由
2-8	<p>(東日本電信電話（株）福島支店)</p> <p>第1 施設の現況</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害対策用機器</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 移動電源車</p> <p>(略)</p> <p>東日本電信電話（株）福島支店 （以下略）</p>	<p>(NTT東日本（株）福島支店)</p> <p>第1 施設の現況</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害対策用機器</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 移動電源車</p> <p>(略)</p> <p>NTT東日本（株）福島支店 （以下略）</p>	社名変更による
2-11	<p>第1 土石流灾害予防対策</p> <p>1 現状</p> <p><u>土石流危険渓流</u> では、(略) 現在、<u>381</u> 溪流が概成している。（平成25年3月31日現在） (以下略)</p> <p>2 計画</p> <p>(1) 県（河川港湾総室）</p> <p>地震や降雨に伴う～(略)、ソフト対策として関係市町村に対し、<u>土石流危険渓流</u> や砂防指定地～ (以下略)</p> <p>第2 地すべり災害予防対策</p> <p>1 現状</p> <p><u>地すべり危険箇所</u> では、地震により地すべりが誘発助長され、県民の生命や財産に大きな被害を与えることが予想される。県内の<u>地すべり危険箇所</u> は、国土交通省が所管しているものが143箇所、農林水産省が所管しているものが263箇所あり、その対策として地下水排除工等により施設整備を図っており、現在、国土交通省所管で<u>62</u> 箇所（平成24年3月31日現在）、農林水産省所管で75箇所（平成24年3月31日現在）が概成している。</p> <p>2 計画</p> <p>(1) 県（河川港湾総室）</p> <p>地震や降雨に伴う～(略) ソフト対策として関係市町村に対し、<u>地すべり危険箇所</u> や地すべり防止区域～(以下略)</p>	<p>第1 土石流灾害予防対策</p> <p>1 現状</p> <p><u>土石流の発生のおそれのある渓流</u> では～、(略) 現在、<u>414</u> 溪流が概成している。（令和7年3月31日現在） (以下略)</p> <p>2 計画</p> <p>(1) 県（河川港湾総室）</p> <p>地震や降雨に伴う～(略)、ソフト対策として関係市町村に対し、<u>土石流の発生のおそれのある渓流</u> や砂防指定地～ (以下略)</p> <p>第2 地すべり災害予防対策</p> <p>1 現状</p> <p><u>地すべりの発生するおそれのある箇所</u> では、地震により地すべりが誘発助長され、県民の生命や財産に大きな被害を与えることが予想される。県内の<u>地すべりの発生するおそれのある箇所</u> は、国土交通省が所管しているものが143箇所、農林水産省が所管しているものが263箇所あり、その対策として地下水排除工等により施設整備を図っており、現在、国土交通省所管で<u>63</u> 箇所（令和7年3月31日現在）、農林水産省所管で75箇所（平成24年3月31日現在）が概成している。</p> <p>2 計画</p> <p>(1) 県（河川港湾総室）</p> <p>地震や降雨に伴う～(略) ソフト対策として関係市町村に対し、<u>地すべりの発生するおそれのある箇所</u> や地すべり防止区域～ (以下略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 表現の適正化 時点修正

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（地震・津波災害対策編）別紙

章-節	現行	修正後	修正理由
2-11	<p>第3 急傾斜地灾害予防対策</p> <p>1 現状 <u>急傾斜地崩壊危険箇所</u>では、地震により地盤が緩み、斜面崩壊や落石が発生し、県民の生命や財産に大きな被害を与えることが予想される。県内の<u>急傾斜地崩壊危険箇所</u>は4,274箇所あり、その対策として法面工等により施設整備を図っており、<u>364</u>箇所が概成している（平成25年3月31日現在）。</p>	<p>第3 急傾斜地灾害予防対策</p> <p>1 現状 <u>かけ崩れの発生するおそれのある箇所</u>では、地震により地盤が緩み、斜面崩壊や落石が発生し、県民の生命や財産に大きな被害を与えることが予想される。県内の<u>かけ崩れの発生するおそれのある箇所</u>は4,274箇所あり、その対策として法面工等により施設整備を図っており、<u>455</u>箇所が概成している（令和7年3月31日現在）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 表現の適正化 時点修正
2-13	<p>第3 雪に強いまちづくりの推進</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 雪崩危険箇所の対策 県（河川港湾総室）は～（略）<u>災害危険区域</u>を設定し、雪崩対策事業等を推進するとともに、関係市町村と連携しながら<u>雪崩危険区域等</u>を地域住民に周知し、専門技術者等を活用して定期的な巡視を行うなど、警戒避難体制を強化する。</p>	<p>第3 雪に強いまちづくりの推進</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 雪崩危険箇所の対策 県（河川港湾総室）は～（略）<u>雪崩危険箇所</u>を設定し、雪崩対策事業等を推進するとともに、関係市町村と連携しながら<u>雪崩危険箇所</u>を地域住民に周知し、専門技術者等を活用して定期的な巡視を行うなど、警戒避難体制を強化する。</p>	表現の適正化
2-14	<p>第1 緊急輸送路等の指定</p> <p>1～6（略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u></p> <p><u>7</u> 緊急輸送との耐震化 （略）</p>	<p>第1 緊急輸送路等の指定</p> <p>1～6（略） <u>7 道の駅の活用</u> <u>このことについては、「一般災害対策編第2章第8節第17」を参照するものとする。</u> <u>8 都市公園の活用</u> <u>このことについては、「一般災害対策編第2章第8節第18」を参照するものとする。</u> <u>9 緊急輸送との耐震化</u> （略）</p>	<p>一般災害対策編に準ずる</p> <p>附番の適正化</p>
2-15	<p>第3 指定避難所の指定等 （略）</p> <p>1 指定避難所_____の指定 （以下略）</p>	<p>第3 指定避難所の指定等 （略）</p> <p>1 指定避難所<u>及び指定福祉避難所</u>の指定 （以下略）</p>	一般災害対策編に準ずる
2-16	<p>第1 医療（助産）救護体制の整備</p> <p>1～3（略） <u>（新設）</u></p>	<p>第1 医療（助産）救護体制</p> <p>1～3（略） <u>4 保健師等チームの整備</u> <u>このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第14」を参照するものとする。</u></p>	<p>一般災害対策編に準ずる</p> <p>附番の適正化</p>

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（地震・津波災害対策編）別紙

章-節 現行

修正後

修正理由

	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>4</u> 災害時医薬品等備蓄供給体制の確立 このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第1<u>4</u>」を参照するものとする。</p> <p><u>5</u> 血液確保体制の確立 このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第1<u>5</u>」を参照するものとする。</p> <p><u>6</u> 後方医療体制の整備 このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第1<u>6</u>」を参照するものとする。</p> <p><u>7</u> 災害時救急医療情報システムの整備 このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第1<u>7</u>」を参照するものとする。</p> <p><u>8</u> トリアージ・タッグの整備 このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第1<u>8</u>」を参照するものとする。</p> <p><u>9</u> 傷病者等搬送体制の整備 このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第1<u>9</u>」を参照するものとする。</p> <p><u>10</u> 医療関係者に対する訓練等の実施 このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第1<u>10</u>」を参照するものとする。</p>	<p><u>5 灾害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の整備</u> このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第1<u>5</u>」を参照するものとする。</p> <p><u>6 灾害時医薬品等備蓄供給体制の確立</u> このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第1<u>6</u>」を参照するものとする。</p> <p><u>7 血液確保体制の確立</u> このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第1<u>7</u>」を参照するものとする。</p> <p><u>8 後方医療体制の整備</u> このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第1<u>8</u>」を参照するものとする。</p> <p><u>9 灾害時救急医療情報システムの整備</u> このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第1<u>9</u>」を参照するものとする。</p> <p><u>10 トリアージ・タッグの整備</u> このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第1<u>10</u>」を参照するものとする。</p> <p><u>11 傷病者等搬送体制の整備</u> このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第1<u>11</u>」を参照するものとする。</p> <p><u>12 医療関係者に対する訓練等の実施</u> このことについては、「一般災害対策編第2章第10節第1<u>12</u>」を参照するものとする。</p>	
2-16	16節表題部分 (一社)福島県臨床衛生検査技師会	16節表題部分 (一社)福島県臨床検査技師会	名称の適正化
2-17	第17節 食料等の_____調達・確保及び防災資機材等の整備 (略) <u>(新設)</u>	第17節 食料等の備蓄・調達・確保及び防災資機材等の整備 (略) <u>第1 物資の備蓄</u> <u>1 物資の備蓄体制</u> このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第1 <u>1</u> 」を参照するものとする。 <u>2 物資の備蓄状況の把握</u> このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第1	一般災害対策編に準ずる 附番の適正化

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（地震・津波災害対策編）別紙

章-節 現行

修正後

修正理由

	<p>第<u>1</u> 食料、生活物資の調達及び確保</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 食料 このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第<u>1</u>」を参照するものとする。 2 生活物資 このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第<u>1</u>」を参照するものとする。 3 燃料 このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第<u>1</u>」を参照するものとする。 4 県による物資供給体制 このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第<u>1</u>」を参照するものとする。 <p>第<u>2</u> 飲料水の確保</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 応急飲料水の確保 このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第<u>2</u>」を参照するものとする。 2 資機材等の整備 このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第<u>2</u>」を参照するものとする。 <p>第<u>3</u> 物資等輸送力の把握</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般物資輸送力の把握 このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第<u>3</u>」を参照するものとする。 2 燃料輸送力の把握 このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第<u>3</u>」を参照するものとする。 3 荷捌きスペースの確保 このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第<u>3</u>」を参照するものとする。 	<p><u>2</u>」を参照するものとする。</p> <p>第<u>2</u> 食料、生活物資の調達及び確保</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 食料 このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第<u>2</u>」を参照するものとする。 2 生活物資 このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第<u>2</u>」を参照するものとする。 3 燃料 このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第<u>2</u>」を参照するものとする。 4 県による物資供給体制 このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第<u>2</u>」を参照するものとする。 <p>第<u>3</u> 飲料水の確保</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 応急飲料水の確保 このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第<u>3</u>」を参照するものとする。 2 資機材等の整備 このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第<u>3</u>」を参照するものとする。 <p>第<u>4</u> 物資等輸送力の把握</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般物資輸送力の把握 このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第<u>4</u>」を参照するものとする。 2 燃料輸送力の把握 このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第<u>4</u>」を参照するものとする。 3 荷捌きスペースの確保 このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第<u>4</u>」を参照するものとする。

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（地震・津波災害対策編）別紙

章-節 現行

修正後

修正理由

	現行	修正後	修正理由
	<p>第<u>4</u> 防災資機材等の整備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災資機材の整備 このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第<u>4</u>1」を参照するものとする。 2 備蓄倉庫等の整備 このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第<u>4</u>2」を参照するものとする。 <p>第<u>5</u> 災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害廃棄物処理計画の策定 このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第<u>5</u>1」を参照するものとする。 2 広域処理体制の確立や民間連携の促進 このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第<u>5</u>2」を参照するものとする。 <p>第<u>6</u> 罹災証明書発行体制の整備 このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第<u>6</u>」を参照するものとする。</p>	<p>第<u>5</u> 防災資機材等の整備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災資機材の整備 このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第<u>5</u>1」を参照するものとする。 2 備蓄倉庫等の整備 このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第<u>5</u>2」を参照するものとする。 <p>第<u>6</u> 災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害廃棄物処理計画の策定 このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第<u>6</u>1」を参照するものとする。 2 広域処理体制の確立や民間連携の促進 このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第<u>6</u>2」を参照するものとする。 <p>第<u>7</u> 罹災証明書発行体制の整備 このことについては、「一般災害対策編第2章第11節第<u>7</u>」を参照するものとする。</p>	
2-19	<p>第1 一般県民に対する防災教育</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の普及啓発 (略) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が<u>発信</u>された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自肅等、防災上とるべき行動に関する知識 (略) 2 (略) 3 防災対策に携わる全ての職員に対する教育・研修・訓練 (略) ・ 北海道・三陸沖後発地震注意情報が<u>発信</u>された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識及び職員が果たすべき役割 (略) 	<p>第1 一般県民に対する防災教育</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の普及啓発 (略) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が<u>発表</u>された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自肅等、防災上とるべき行動に関する知識 (略) 2 (略) 3 防災対策に携わる全ての職員に対する教育・研修・訓練 (略) ・ 北海道・三陸沖後発地震注意情報が<u>発表</u>された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識及び職員が果たすべき役割 (略) 	<p>標記の適正化 令和7年3月の内閣府「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」の改訂 気象庁 HP https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/jishin/nceq/info_guide.html</p>

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（地震・津波災害対策編）別紙

章-節	現行	修正後	修正理由
2-20	<p>第5 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域における防災訓練 (略) その際、津波警報等又は後発地震への注意を促す情報等が<u>登信</u>された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。</p>	<p>第5 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域における防災訓練 (略) その際、津波警報等又は後発地震への注意を促す情報等が<u>発表</u>された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。</p>	<p>標記の適正化 令和7年3月の内閣府「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」の改訂 気象庁 HP https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/jishin/nceq/info_guide.html</p>
2-22	<p><u>(新設)</u></p> <p>第3 個別避難計画の策定 このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第3」を参照するものとする。</p> <p>第4 社会全体で避難行動要支援者を支援する体制の構築 このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第4」を参照するものとする。</p> <p>第5 社会福祉施設等における対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 施設等の整備 このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第5」を参照するものとする。 2 組織体制の整備 このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第5」を参照するものとする。 3 緊急連絡体制の整備 このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第5」を参照するものとする。 4 防災教育・防災訓練の充実 このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第5」を参照するものとする。 5 大規模停電への備え このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第5」を参照するものとする。 	<p><u>第3 市町村地域防災計画、個別避難計画に係る作成・活用方針等、条例において定める事項</u> <u>このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第3」を参照するものとする。</u></p> <p><u>第4 個別避難計画の策定</u> このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第4」を参照するものとする。</p> <p><u>第5 社会全体で避難行動要支援者を支援する体制の構築</u> このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第5」を参照するものとする。</p> <p><u>第6 社会福祉施設等における対策</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 1 施設等の整備 このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第6」を参照するものとする。 2 組織体制の整備 このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第6」を参照するものとする。 3 緊急連絡体制の整備 このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第6」を参照するものとする。 4 防災教育・防災訓練の充実 このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第6」を参照するものとする。 5 大規模停電への備え このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第6」を参照するものとする。 	<p>一般災害対策編に準ずる 附番の適正化</p>

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（地震・津波災害対策編）別紙

章-節	現行	修正後	修正理由
	<p>第<u>6</u> 在宅者に対する対策</p> <p>1 情報伝達体制の整備 このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第<u>6</u> 1」を参照するものとする。</p> <p>2 防災知識の普及・啓発 このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第<u>6</u> 2」を参照するものとする。</p> <p>3 支援体制及び避難用器具等の整備 このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第<u>6</u> 3」を参照するものとする。</p> <p>第<u>7</u> 病院入院患者等対策 このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第<u>7</u>」を参照するものとする。</p> <p>第<u>8</u> 外国人に対する防災対策 このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第<u>8</u>」を参照するものとする。</p> <p>第<u>9</u> 避難所への移送 このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第<u>9</u>」を参照するものとする。</p> <p>第<u>10</u> 避難所における要配慮者支援</p> <p>1 避難所における物理的障壁の除去（ユニバーサルデザイン化） このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第<u>10</u> 1」を参照するものとする。</p> <p>2 福祉避難所の指定 このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第<u>10</u> 2」を参照するものとする。</p> <p>3 災害派遣福祉チームの派遣体制の整備 このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第<u>10</u> 3」を参照するものとする。</p>	<p>第<u>7</u> 在宅者に対する対策</p> <p>1 情報伝達体制の整備 このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第<u>7</u> 1」を参照するものとする。</p> <p>2 防災知識の普及・啓発 このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第<u>7</u> 2」を参照するものとする。</p> <p>3 支援体制及び避難用器具等の整備 このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第<u>7</u> 3」を参照するものとする。</p> <p>第<u>8</u> 病院入院患者等対策 このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第<u>8</u>」を参照するものとする。</p> <p>第<u>9</u> 外国人に対する防災対策 このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第<u>9</u> 8」を参照するものとする。</p> <p>第<u>10</u> 避難所への移送 このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第<u>10</u> 9」を参照するものとする。</p> <p>第<u>11</u> 避難所における要配慮者支援</p> <p>1 避難所における物理的障壁の除去（ユニバーサルデザイン化） このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第<u>11</u> 1」を参照するものとする。</p> <p>2 福祉避難所の指定 このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第<u>11</u> 2」を参照するものとする。</p> <p>3 災害派遣福祉チームの派遣体制の整備 このことについては、「一般災害対策編第2章第16節第<u>11</u> 3」を参照するものとする。</p>	
3	<p>担当部署の記載について</p> <p>○ 県の災害対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部が設置される場合 <p>県では、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、</p>	<p>担当部署の記載について</p> <p>(削除)</p>	県の災害対策については第2章の文頭で記載しているため削除

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（地震・津波災害対策編）別紙

章-節	現行	修正後	修正理由
	<p><u>災害応急対策を円滑に実施するため、設置基準に基づいて災害対策本部を設置し災害応急対応を実施する。</u></p> <p><u>災害対策本部には、各部局から派遣された職員で構成する災害対策本部事務局各班と、平時の各部局・総室体制を基礎とする災害対策本部 部・班が存在し、災害対策本部事務局各班と災害対策本部 部・班が連携して災害応急対応を実施するものとする。</u></p> <p><u>なお、災害対策本部事務局各班は、所掌事務に係る各部各班と連絡調整を行うとともに、事務の実施についての指示及び進捗状況の把握を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部が設置されない場合 <p><u>災害が発生し、又は発生のおそれがある場合においても、その災害や被害の規模等に応じて、警戒配備、特別警戒配備、特別警戒本部体制など、災害対策本部を設置せずに災害応急対応を実施することがあり、その場合は災害対策本部 部・班の基礎となる各部局・総室において、平時の所掌事務に係する災害応急対応を実施することとする。</u></p> <p style="text-align: center;">※ 災害対策本部は設置されていないので、災害対策本部 部・班としてではなく、その基礎となる各部局・総室として対応する。</p> <p><u>(図削除)</u></p> <p><u>○ 担当部署の記載について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3章の担当部署の記載について <p>第3章災害応急対策計画では、第1節第2 1(1)の県災害対策本部が設置された場合を想定して、県の災害発生時の業務について、災害応急対応の主体となる部署を明記した。</p> <p>しかし、県災害対策本部を設置せず災害応急対応を実施する場合もあり、その場合は各部・班体制の記載は各総室に読み替え、災害対策本部事務局各班の記載は危機管理総室ほか関係各総室と読み替えて対応する。</p> <p>ただし、明記した部署が中心となって災害予防対策を進めることとなるが、その他の部署においても、関係する業務について積極的に災害応急対応に取り組むこととする。</p>		
3-2	<p>第5 非常参集等 (略)</p> <p>ア 自己の業務に関連する最寄りの県の機関 イ 県庁又は各地方振興局</p>	<p>第5 非常参集等 (略)</p> <p>1 自己の業務に関連する最寄りの県の機関 2 県庁又は各地方振興局</p>	附番の適正化

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（地震・津波災害対策編）別紙

章-節 現行

修正後

修正理由

3-3	第1 地震情報等の受理伝達 1 気象庁の地震情報 (1) 地震情報の種類とその内容			第1 地震情報等の受理伝達 1 気象庁の地震情報 (1) 地震情報の種類とその内容			気象庁 HP より転記 気象庁 HP <u>地震情報について</u> による https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/jishin/joho/seisinfo.html
	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード <u>7.0</u> 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述して発表。	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード <u>7.0</u> 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 <u>国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表。</u> 日本や国外への津波の影響に関する記述して発表。	
3-3	北海道・三陸沖後発地震注意情報	北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアで Mw (モーメントマグニチュード) 7.0 以上の地震が発生した場合。 なお、想定震源域の外側で Mw7.0 以上の地震が発生した場合は、地震の Mw に基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に限る。	気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定（地震発生後15分～2時間程度）し、情報発表の <u>条件</u> を満たす先発地震であると判断でき次第、 <u>内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表される。</u>	北海道・三陸沖後発地震注意情報	北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアで Mw (モーメントマグニチュード) 7.0 以上の地震が発生した場合。 なお、想定震源域の外側で Mw7.0 以上の地震が発生した場合は、地震の Mw に基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に限る。	気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定（地震発生後15分～2時間程度）し、情報発表の <u>基準</u> を満たす先発地震であると判断でき次第、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発表と <u>内閣府・気象庁合同記者会見が行われる。</u>	気象庁 HP <u>「北海道・三陸沖後発地震注意情報」について</u> による https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/jishin/nceq/info_guide.html

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（地震・津波災害対策編）別紙

章-節 現行

修正後

修正理由

3-3	第1 地震情報等の受理伝達 1 (略) 2 地震情報で用いる震度の地域名称と震央地名 (一部略)	第1 地震情報等の受理伝達 1 (略) 2 地震情報で用いる震度の地域名称と震央地名 (一部略)	地震情報発出元の修正
	第4 <u>東日本電信電話</u> （株）福島支店の措置 1 (略) 2 <u>東日本電信電話</u> （株）の無線の運用 (略)	第4 <u>NTT東日本</u> （株）福島支店の措置 1 (略) 2 <u>NTT東日本</u> （株）の無線の運用 (略)	社名の変更による

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（地震・津波災害対策編）別紙

章-節 現行

修正後

修正理由

章-節	現行	修正後	修正理由
3-16	<u>(新設)</u> <u>第6 防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達</u> (略) <u>第7 家庭動物救護対策</u> (略)	<u>第6 保健所の指揮調整機能支援</u> このことについては、「一般災害対策編第3章第14節第6」を参考するものとする。 <u>第7 防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達</u> (略) <u>第8 家庭動物救護対策</u> (略)	一般災害対策編に準ずる 附番の適正化
3-24	<u>第2 応急教育対策</u> 1～9 (略) <u>(新設)</u> <u>10 私立学校</u> このことについては、「一般災害対策編第3章第21節第2 <u>10</u> 」を参照するものとする。	<u>第2 応急教育対策</u> 1～9 (略) <u>10 被災地における学びの確保</u> このことについては、「一般災害対策編第3章第21節第2 <u>10</u> 」を参考するものとする。 <u>11 私立学校</u> このことについては、「一般災害対策編第3章第21節第2 <u>11</u> 」を参照するものとする。	一般災害対策編に準ずる
3-28	<u>第4 災害救助法による救助の種類等</u> 1～3 (略) <u>4 (新設)</u>	<u>第4 災害救助法による救助の種類等</u> 1～3 (略) <u>4 救助の実施の委任</u> このことについては、「一般災害対策編第3章第25節第4 4」を参照するものとする。	一般災害対策編に準ずる
5-2	<u>第3 津波避難施設等の整備</u> 1～3 (略) <u>4 緊急輸送路等の整備</u> (1) (略) (2) 港湾又は漁港の整備 県（河川港湾総室）は、「第2章第14節第2 緊急輸送路等の整備（別表2）」に定める物資受入れ港の岸壁等港湾施設又は漁港施設を整備し、 <u>津波に対しての安全の確保</u> を図るとともに、災害発生時の港湾機能の早期復旧のための準備を行う。	<u>第3 津波避難施設等の整備</u> 1～3 (略) <u>4 緊急輸送路等の整備</u> (1) (略) (2) 港湾又は漁港の整備 県（河川港湾総室）は、「第2章第14節第2 緊急輸送路等の整備（別表2）」に定める物資受入れ港の岸壁等港湾施設又は漁港施設を整備し、 <u>最大クラスの津波を含む津波の被害を軽減するための対策の強化</u> を図るとともに、災害発生時の港湾機能の早期復旧のための準備を行う。	防災基本計画の修正による

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（地震・津波災害対策編）別紙

章-節	現行	修正後	修正理由
5-2	<p>第4 住民等の避難計画</p> <p>1 津波ハザードマップの作成及び災害危険区域等の指定</p> <p>(3)津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定</p> <p>県（河川港湾総室）は、津波防災地域づくり法第53条の規定に基づき、～（略）～として指定することができる。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第4 住民等の避難計画</p> <p>1 津波ハザードマップの作成及び災害危険区域等の指定</p> <p>(3)津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定</p> <p>県（河川港湾総室）は、津波防災地域づくり法第53条の規定に基づき、～（略）～として指定することができる。</p> <p><u>市町は、津波災害警戒区域の指定があったときは、当該区域ごとに、予報及び警報等の津波に関する情報の伝達に関する事項、津波に関する情報の伝達に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地等について定めるものとする。</u></p> <p><u>市町地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市町長に報告するものとする。</u></p> <p><u>津波災害警戒区域をその区域に含む市町の長は、市町村地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。</u></p>	<p>令和7年3月28日に県内沿岸10市町が津波災害警戒区域に指定されたため (津波防災地域づくりに関する法律による)</p>
5-2	<p>第3 津波避難施設等の整備</p> <p>1 津波監視体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(4) 波高及び潮位観測施設の運用</p> <p>国（東北地方整備局、気象庁、<u>国土地理院</u>）及び県（河川港湾総室）は、波高及び潮位の観測情報を市町へ情報提供する。</p>	<p>第3 津波避難施設等の整備</p> <p>1 津波監視体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>(4) 波高及び潮位観測施設の運用</p> <p>国（東北地方整備局、気象庁）及び県（河川港湾総室）は、波高及び潮位の観測情報を市町へ情報提供する。</p>	<p>令和7年度観測施設終了のため（令和7年12月24日終了）</p>

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（地震・津波災害対策編）別紙

章-節 現行

修正後

修正理由

	ア～ウ（略） <u>エ 国土地理院が相馬港に設置している潮位観測施設</u>	ア～ウ（略） <u>（削除）</u>	
5-2	第4 住民等の避難計画 1 津波ハザードマップの作成及び災害危険区域等の指定 (3)津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定 県（河川港湾総室）は、津波防災地域づくり法第53条の規定に基づき、～（略）～指定することができる <u>（追記）</u> 。	第4 住民等の避難計画 1 津波ハザードマップの作成及び災害危険区域等の指定 (3)津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定 県（河川港湾総室）は、津波防災地域づくり法第53条の規定に基づき、～（略）～指定することができる <u>（令和7年3月に指定）</u> 。	令和7年3月28日に県内沿岸10市町が津波災害警戒区域に指定されたため
5-2	<u>第5（新設）</u>	<u>第5 消防活動関係</u> <u>各消防本部は津波警報下での安全・的確な消防活動実施のため、県（危機管理総室）や市町の防災担当部局等と連携した消防計画の策定により、津波時の浸水想定を勘案した消防体制の整備に努めるものとする。</u>	防災基本計画の修正による
5-3	第2 津波警報の伝達 1 津波警報等の発表 (1)～(3) (4)津波に関する予報及び情報 ア（略） イ 津波情報 (略) (注1)～(注3)（略） <u>（新設）</u> 2 津波警報等の伝達受理 (1) 津波警報等の種類と内容 (略) (表名称) <u>津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</u>	第2 津波警報の伝達 1 津波警報等の発表 (1)～(3) (4)津波に関する予報及び情報 ア（略） イ 津波情報 (略) (注1)～(注3)（略） <u>（注4）障害によって観測点からデータが入手できない場合や、地震発生後に何らかの原因でデータが入手できなくなった場合など、津波の観測ができなくなっている観測点の状況を速やかに知らせるために、津波情報（津波観測に関する情報）で、「欠測」と発表する。</u> (以下略) 2 津波警報等の伝達受理 (1) 津波警報等の種類と内容 (略) (表名称) <u>津波警報・注意報の種類</u>	・「欠測」について、令和7年7月24日より運用が開始しているため ・気象庁HPより転記 【参考】気象庁ホームページ https://www.jma.go.jp/jisho/u/know/jishin/joho/tsunamiinfo.html

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（地震・津波災害対策編）別紙

章-節 現行

修正後

修正理由

5-3	(2) ~ (8) (略) 津波警報等伝達系統図	(2) ~ (8) (略) 津波警報等伝達系統図	<ul style="list-style-type: none"> ・社名変更による修正 ・表の備考を見やすく修正
	<p>※二重線の経路は特別警報発表時に伝達、通知または周知の措置が義務付けられている。</p> <p>★東日本電信電話株が被災するなど伝達を受けられないときは、西日本電信電話株が代わりに受信し、伝達する。</p> <p>(※)バックアップ回線を用意するなど被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮するものとする。</p>	<p>※二重線の経路は特別警報発表時に伝達、通知または周知の措置が義務付けられている。</p> <p>※NTT東日本(株)が被災するなど伝達が受けられないときは、NTT西日本(株)が代わりに受電し、伝達する。</p> <p>※バックアップ回線を用意するなど、被災の状況により、通常伝達網が寸断されることを考慮するものとする。</p>	
<p>3 避難指示の発令</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 避難の指示 ア～イ (略)</p> <p>ウ 大津波警報及び津波警報が発表された場合は、避難対象地域及び周辺の沿岸<u>沿い</u>にある者に対し、直ちに避難指示を発令し、その周知徹底を図る。</p>		<p>3 避難指示の発令</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 避難の指示 ア～イ (略)</p> <p>ウ 大津波警報及び津波警報が発表された場合は、避難対象地域及び周辺の沿岸にある者に対し、直ちに避難指示を発令し、その周知徹底を図る。</p>	表現の適正化

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（地震・津波災害対策編）別紙

章-節	現行	修正後	修正理由
5-3	<p>第3 住民等の避難誘導、交通等の確保</p> <p>1 住民等の避難</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県の措置</p> <p>県（危機管理総室、災害対策本部避難支援班）は、～（略）～体制の検討に努めるものとする。</p> <p>なお、住民等の避難行動等の検討に当たっては以下の点に留意する。</p> <p>ア 避難時の低体温症_____のリスクを踏まえ、避難場所での防寒対策並びに暑さ対策に必要な物資（乾いた衣類、防寒具、<u>暖房器具、発熱剤入り非常食等</u>）の備蓄を考慮する。</p>	<p>第3 住民等の避難誘導、交通等の確保</p> <p>1 住民等の避難</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県の措置</p> <p>県（危機管理総室、災害対策本部避難支援班）は～（略）～体制の検討に努めるものとする。</p> <p>なお、住民等の避難行動等の検討に当たっては以下の点に留意する。</p> <p>ア 避難時の低体温症<u>や熱中症</u>のリスクを踏まえ、避難場所での防寒対策並びに暑さ対策に必要な物資（乾いた衣類、防寒具、<u>冷暖房器具、発熱剤入り非常食等</u>）の備蓄を考慮する。</p>	近年の酷暑を考慮した追加修正
5-3	<p>第3 住民等の避難誘導、交通等の確保</p> <p>3 道路交通の確保</p> <p>警察本部及び道路管理者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定される区間について、_____交通規制の内容を事前に周知する。_____</p> <p>_____なお、必要に応じ隣接する県の警察本部との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。（以下略）</p>	<p>第3 住民等の避難誘導、交通等の確保</p> <p>3 道路交通の確保</p> <p>警察本部及び道路管理者は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定される区間について、<u>県及び当該区間を所管する市町へ交通規制の内容を事前に周知する。市町は当該交通規制によって通行不可となる区間において、あらかじめう回路となる経路を設定し、住民へ周知するとともに、発災時に円滑な避難誘導が実施できる体制を整備するものとする。</u>なお、必要に応じ隣接する県の警察本部との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。（以下略）</p>	令和7年7月のカムチャツカ半島沖地震（津波警報発令）での対応を踏まえた修正
5-5	第5節 北海道・三陸沖後発地震注意情報が <u>発信</u> された場合にとるべき防災対応に関する事項	第5節 北海道・三陸沖後発地震注意情報が <u>発表</u> された場合にとるべき防災対応に関する事項	標記の適正化 令和7年3月の内閣府「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」の改訂 気象庁 HP https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/jishin/nceq/info_guide.html

福島県地域防災計画修正 新旧対照表（地震・津波災害対策編）別紙

章-節 現行

修正後

修正理由

	<p>第1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達</p> <p>1 県及び関係機関相互間の伝達気象庁において一定精度のMw（モーメントマグニチュード）を推定し、北海道・三陸沖後発地震注意情報の<u>発信条件</u>を満たす先発地震であると判断でき次第、_____内閣府・気象庁合同記者会見が開催され<u>当該情報は報道機関のテレビ報道等により周知される。</u> (略)</p> <p>2 地域住民等に対する伝達</p> <p>北海道・三陸沖後発地震注意情報の情報<u>発信</u>に伴い防災対応をとるべき地域に～(略)</p> <p>第2 北海道・三陸沖後発地震注意情報が<u>発信</u>された後の周知 (略)</p> <p>第3 災害応急対策をとるべき期間等</p> <p>県（危機管理総室及び各施設管理者）は、北海道・三陸沖後発地震注意情報の<u>発信</u>に至った～(略)</p> <p>第4 県のとるべき措置</p> <p>県（危機管理総室）は、後発地震への注意を促す情報等が<u>発信</u>された場合において～(略)</p>	<p>第1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達</p> <p>1 県及び関係機関相互間の伝達気象庁において一定精度のMw（モーメントマグニチュード）を推定し、北海道・三陸沖後発地震注意情報の<u>発表基準</u>を満たす先発地震であると判断でき次第、<u>当該情報の発表</u>と内閣府・気象庁合同記者会見が開催され<u>当該情報は報道機関のテレビ報道等により周知される。</u> (略)</p> <p>2 地域住民等に対する伝達</p> <p>北海道・三陸沖後発地震注意情報の情報<u>発表</u>に伴い防災対応をとるべき地域に～(略)</p> <p>第2 北海道・三陸沖後発地震注意情報が<u>発表</u>された後の周知 (略)</p> <p>第3 災害応急対策をとるべき期間等</p> <p>県（危機管理総室及び各施設管理者）は、北海道・三陸沖後発地震注意情報の<u>発表</u>に至った～(略)</p> <p>第4 県のとるべき措置</p> <p>県（危機管理総室）は、後発地震への注意を促す情報等が<u>発表</u>された場合において～(略)</p>	<p>標記の適正化 令和7年3月の内閣府「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」の改訂 気象庁 HP https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/jishin/nceq/info_guide.html</p>
6-5	<p>第1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達</p> <p>1 県及び関係機関相互間の伝達</p> <p>気象庁において一定精度のMw（モーメントマグニチュード）を推定し、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発信条件を満たす先発地震であると判断でき次第、<u>内閣府・気象庁合同記者会見が開催され、当該情報は報道機関のテレビ報道等により周知される。</u></p>	<p>第1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達</p> <p>1 県及び関係機関相互間の伝達</p> <p>気象庁において一定精度のMw（モーメントマグニチュード）を推定し、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発信条件を満たす先発地震であると判断でき次第、<u>北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表と内閣府・気象庁合同記者会見が行われる。</u></p>	<p>気象庁 HP「北海道・三陸沖後発地震注意情報」について による https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/jishin/nceq/info_guide.html</p>